

軽自動車の異動手続きを忘れずに 税務係

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車等を所有されている方（登録名義人）に課税されます。

次の場合には手続きが必要です。

- ① 車両置き場の市区町村が変わった場合
- ② 所有者が変わった場合
- ③ 廃車した場合

住所変更

就職や就学などで軽自動車やバイクを持って転出する方は、住民票の異動と一緒に車両の登録住所の変更手続きをしてください。

車両を町内に置いて住民票を移す方は、転出先の住所に納税通知書を郵送しますので納税についてお願いします。また、状況によってはご家族への名義変更や、使用しない場合は廃車することもご検討ください。

名義変更

他人に譲り渡した場合には名義変更手続きが必要です。変更しなければ、毎年4月1日現在の登録名義人の方に税金がかかります。

亡くなられたご家族の名義である場合

も、速やかに手続きをお願いします。

ご注意ください

手続きをしないでそのままにしておきますと、実際には既に譲り渡した車両等の税金が課税になったり、後々の手続きが煩雑になったりします。また、事故等で思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。

住所変更や名義変更手続き（原付バイクの場合）

住所変更（転出）

立科町で廃車の手続きをしていただき、その際発行する「廃車受付書」を持参の上、転出先の市区町村で登録してください。

他人への名義変更

町内同士でも旧所有者の廃車手続きと新所有者の登録手続きが必要となり、標識（ナンバープレート）の交換が必要になります。

手続きには標識（ナンバープレート）をお持ちください。

※その他の車両については、下記を参照してください。

車種	手続き場所（問い合わせ先）	必要なもの
原動機付自転車 (排気量125cc以下のバイク)	立科町役場 税務係 (転出先で引き続き使用の場合は転出先の市区町村役場でも可能)	標識（ナンバープレート）・印鑑 廃車受付書又は譲渡証明 等
軽四輪・軽三輪 排気量125ccを超えるバイク	(社)長野県自家用自動車協会川西支部 佐久市望月23-1 TEL.0267-53-2531 及び販売店等	標識（ナンバープレート）・住民票 印鑑・車検証（軽二輪は届出済証） 等

※手続きにより必要なものが異なる場合がありますので、それぞれの手続き場所へお問い合わせください。

権現の湯からお知らせ

町民特別御優待券の利用について

平素は権現の湯をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成26年度町民特別御優待券の有効期限は3月31日までとなっていますので、期限内にご利用いただきますようお知らせいたします。

なお、平成27年度の町民特別御優待券につきましては、4月中旬に各部落長さんを通じて各戸にお配りさせていただきます。

